平成２３年（フ）第１０３９号
堺市西区鳳中町10丁16番７号
破産者　有限会社シンクインターナショナル
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０７号
北海道磯谷郡蘭越町蘭越町433番地14
破産者　蘭越自動車工業株式会社
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１５１号
岩手県大船渡市大船渡町字野々田28番地３
破産者　株式会社辺見組
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第４８８号
群馬県吾妻郡嬬恋村大字大前72番地１
破産者　黒岩建設株式会社
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５２５号
東京都新宿区新宿１丁目15番６号オリエント新宿204
破産者　株式会社リバーン
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５２６号
東京都府中市新町３丁目１番地17―102
破産者　木村　和雄
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５２７号
東京都府中市新町３丁目１番地17―102
破産者　木村　道子
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５２２号
東京都福生市武蔵野台２丁目17番地１都営武蔵野台２―304
破産者　田中　節子
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２８３２号
神奈川県高座郡寒川町宮山394番地の４
破産者　有限会社髙杉建設工業
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９１１号
横浜市港南区上大岡西１丁目11番９号
破産者　有限会社リンク
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８４号
三重県四日市市小浜町11番地４
破産者　西垣　真之
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２０年（フ）第２２号
徳島県美馬市脇町大字猪尻字若宮南100番地１
破産者　株式会社四国エム・デー・ケイ
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２３年（フ）第５２０号
鹿児島県鹿児島市平之町６番２号　平田公園コーポ501号
破産者　徳永　俊郎
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第５７７号
新潟市中央区上所上３丁目４番12号
破産者　土田　美秋
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５４号
北海道苫小牧市清水町２丁目２番20―506号
破産者　川合　正博
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１２３号
福島県会津若松市河東町広田字堤14番地３、前住所福島県会津若松市真宮新町北２丁目６番地の１
破産者　熊谷ユキ子
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第１３０号
茨城県日立市久慈町７丁目20番19号
破産者　渡邉　昌広
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１３１号
茨城県日立市大みか町６丁目８番２―103号
破産者　渡邉　盈子
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１２４７号
さいたま市緑区道祖土２丁目12番10―301号
破産者　髙田　　修
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４５９号
埼玉県戸田市美女木１丁目25番地の19　吉本ハイツ302号室、破産手続開始決定時の住所埼玉県戸田市美女木１丁目17番地の14　ライオンズマンション武蔵浦和第５―306号室
破産者　横井　俊司
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７９９号
埼玉県戸田市笹目４丁目39番地の12　豊雄ハイツ105号室
破産者　加藤　敏行
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係